

山田町暴力団等排除措置要綱

平成30年8月21日告示第89号

山田町暴力団等排除措置要綱を次のように定め、平成30年10月1日から施行する。

(目的)

第1 この要綱は、山田町暴力団排除条例（平成25年山田町条例第8号。以下「条例」という。）に基づき、山田町が行う行政事務から暴力団等を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 行政事務 次に掲げる事務をいう。

ア 公共工事、測量・建設コンサルタント業務等請負、役務提供、物品資材調達等の公共調達、公有財産売却等の入札及び契約

イ 給付金、助成金その他の金銭の給付

ウ 公の施設の指定管理者の指定

エ 公の施設の利用に関する事務

オ その他申請、申込み等に対し町が行う相手方の利益になる可能性のある処分等の事務

(2) 行政事務対象者 入札への参加を希望する者その他行政事務の相手方となり、又はなる可能性がある者と認められる者をいう。

(3) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(5) 排除措置 町が行う行政事務の相手方としない措置をいう。

(6) 排除措置対象者 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するなど行政事務の相手方として不相当であると認められる者

(7) 有資格業者 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約により建設工事等に参加する資格を有する者

(排除措置等)

第3 町長は、行政事務対象者が排除措置対象者に該当すると認めた場合には、排除措置を行うものとする。ただし、公共工事等により排除措置対象者の所有する土地を取得する必要がある場合など、町が行う

事務の目的及び内容から排除措置を行うべきではない特別な理由がある場合はこの限りでない。

2 町長は、排除措置対象者を一般競争入札に参加させてはならない。また、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に排除措置対象者に該当すると認めた場合には、当該入札への参加資格を取り消すものとする。

3 町長は、指名競争入札を行うに当たり、排除措置対象者を指名してはならない。また、指名を受けた者が契約の締結までの間に排除措置対象者に該当すると認めた場合には、当該入札への指名を取り消すものとする。

4 町長は、排除措置対象者を随意契約の相手方としてはならない。

5 町長は、排除措置を行おうとするときは、排除措置を決定した理由を付して相手方に通知するものとする。ただし、町長が通知する必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

(指名停止の措置)

第4 指名停止とは、別表の各号に掲げる措置要件に該当する有資格業者について、一定期間、一般競争入札及び条件付一般競争入札に参加させない措置並びに指名競争入札において指名しない措置をいう。

2 町長は、有資格業者が別表の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により指名停止を行うものとする。

(勧告等)

第5 町長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、相手方に対し、必要な措置を勧告又は注意喚起することができる。

(下請負等の禁止)

第6 町長は、排除措置対象者を下請負人又は受任者とすることを認めてはならない。

2 町長は、契約の相手方が排除措置対象者を下請負人又は受任者としていた場合、当該契約の相手方に対して当該契約の解除を求めることができる。

(契約の解除)

第7 町長は、契約の相手方が排除措置を受けた場合に、当該契約を解除することができる措置を講ずるものとする。

(不当介入に対する措置)

第8 町長は、契約の相手方が契約履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)

を受けたときは、当該契約の相手方に報告を求めるとともに、警察署への届出を指導しなければならない。

2 町長は、前項の規定による報告及び届出が適切に行われたと認める場合にあって、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。

3 町長は、契約の相手方が第1項の規定による報告及び届出を怠ったときは、指名停止、文書による警告又は注意喚起等適切な措置を講ずるものとする。

(措置の公表)

第9 町長は、排除措置を行った場合において必要があると認めるときは、当該排除措置対象者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに排除措置の理由及び内容を公表することができる。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第4関係）

措置要件	適用基準	期間
有資格業者の役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するなど、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 有資格業者の役員等が暴力団員であると認められるとき。 (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から24月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。 当該認定をした日から24月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
代表役員等とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。）をいい、一般役員等とは、有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代	(3) 有資格業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 (4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。 当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
	(5) 有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (6) 公共工事その他の契約の受注者（以下「受注者」という。）が下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。 9月

<p>表する者で代表役員等以外の者をいう。</p>	<p>(7) 受注者が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、契約担当者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>2月</p>
	<p>(8) 受注者が契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>1月</p>

様式第1号

第 号
年 月 日

宮古警察署長 様

山田町長

排除措置対象者情報照会書

山田町からの暴力団排除に関する合意書第4条第1項の規定により、次の者が排除措置対象者に該当するか照会します。

記

1 照会に係る行政事務の種別

2 照会対象者

(1) 住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

(2) 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(3) 生年月日 (個人の場合に限る)

(4) 性 別 (個人の場合に限る)

3 その他

照会対象者が複数のときは、別紙に記載することができる。

注) 対象者については、適宜別紙に記載することができる。

様式第2号

第 号
年 月 日

山田町長 様

宮古警察署長

排除措置対象者情報回答書

年 月 日付 第 号により照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

- 照会のあった者全てが、現時点において、排除措置対象者に該当することを確認しました。
- 照会のあった者全てが、現時点において、排除措置対象者に該当しませんでした。
- 照会のあった者のうち、次の者が、現時点において、排除措置対象者に該当することを確認しました。なお、その他の者については、排除措置対象者に該当しませんでした。

(1) 住 所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

(2) 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(3) 生年月日 (個人の場合に限る)

(4) 性 別 (個人の場合に限る)

※ 排除措置対象者が複数のときは、別紙に記載することができる